

ゲアハルトの簿記の実践

百瀬 房徳

I 序

ドイツでの簿記の発展は2つの源から摂取するかたちでなしとげられてきた。ひとつは、ステヒン、サヴァリー等のオランダ、フランスからもたらされた簿記により「複式簿記」が形成されてきた。もうひとつは、誰からというよりも、英国が形成してきた「単式簿記、即ち簡略化された複式簿記」がもたらされた。もともと、ドイツでは、長年積み上げてきたフランス、オランダよりもたらされた複式簿記へ英国からもたらされた単式簿記が摂取され両者を共有するかたちで展開された。単式簿記は複式簿記に影響されて展開された。たとえば、単式簿記は、商品勘定は用いられず、したがって、商品の取扱いは送り状を集めることですまされるような小規模の事業で用いられている。商品勘定により処理するほどではなかったのである。それに対して、もっと規模が大きくなると、商品勘定が必要になってくる。そこで、単式簿記でも、商品勘定を必要となるようになってくる。それ故、単式簿記と複式簿記という単純な区分ではなく、中間に両者を融合した「混合簿記」の存在が認められよう。ゲアハルトはこのような混合簿記を展開しているのである。

もうひとつは、帳簿組織のあり方である。英国の帳簿組織の特徴は「決算期間を越えた商業帳簿の継続」にある。それに対して、ドイツのそれは、「決算期間ごとの商業帳簿の完結」にある。その上に、ドイツでは一貫してすべての取引は仕訳を通して記帳されることである。ゲアハルトは、ドイツと英国との帳簿組織の融合を図っているが、成功したとは思われない。

簿記に関連して、プロイセン一般国法との関連で論じていることである。したがって、簿記と法の関連でみられなければならない。上述を踏まえて以下検討することにする。

II ゲアハルトの簿記の構図

商人の事業は、基本的に、まず、財産を所有することから始まる。そして、財産が利益を求めて運用される。この財産または資本金の変動は、即ち、積極財産および消極財産の変動は、収入および支出をもたらす。その際、「収入」は積極財産の増加をもたらす、「支出」は積極的財産の減少または消極財産の増加をもたらす。

この財産の変動は、商業活動以外に、金銭の貸借からも生ずる。この際、積極財産の増加、即ち、借入は「収入」を意味し、消極財産の増加、即ち、貸付は「支出」を意味する。

これにより、仕訳の原則が確立する。この場合、財産は財と負債に区分される。ここで負債を財産より独立して示すのは、歴史的に、商人間の負債の返済能力に関心をよせているからである。

このようにして積極財産に「財」と債務者を記録し、消極財産に「与信者」または「債権者」を記録する。用語として、単式簿記では、借方を意味する「収入」が、貸方を意味する「支出」が用いられている。それに対して、複式簿記では、借方を意味する「債務者」が、貸方を意味する「債権者」が用いられている。この記録方式は「代理人簿記」の方法をとる。代理人簿記とは、事業主たる「主人」に代わって雇われた専門家である「簿記方」が記録する方式である。この代理人簿記の構図は、単式簿記および複式簿記を通じて一貫している。これを示すと「図表-1」の通りである¹⁾。

ゲアハルトの代理人簿記は、借方に収入または債務者という用語を、貸方に支出または債権者を用いる。帳簿記録の主体は簿記方である。この簿記方を記録の主体としてすべての取引を理解するのである。たとえば、簿記方より借りている者としての実際の債務者が借方に記録され、簿記方に貸している

1) 百瀬房徳、2016年、s. 52.

者としての実際の債権者が貸方に記録される。この簿記方主体が経営者が主体となった現代でも、用語としても借方と貸方として通用しているところである。

上記の積極および消極の財産の構図は、取引の二重性を基礎として仕訳の原則へと発展する。この原則は単式簿記および複式簿記が関わるすべての取引に一貫して用いられる。単式簿記における元帳の複式記入および複式簿記における仕訳帳および元帳の複式記入ではこの原則による。この帰結として、単式簿記は、仕訳帳なくして、日々記録帳から直接元帳へ仕訳の原則により記録する。それに対して、複式簿記は、覚え書帳から仕訳帳を通して元帳へ仕訳の原則により記録する。これを示すと「図表－2」ようになる²⁾。

Ⅲ 開始財産目録

(1) 意義

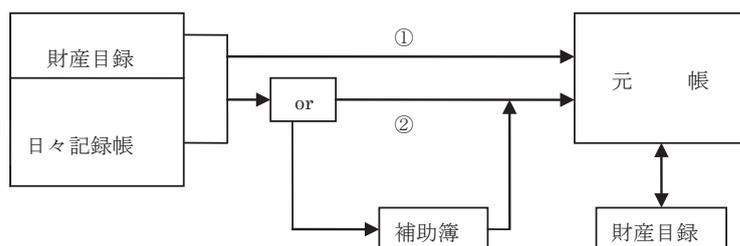
商業帳簿への記録開始前に帳簿が整備されなければならない。この整備に際して、まず、財産目録が作成されるか否かである。作成されない場合には、ゲアハルトは、小規模で、現金に係る「収入」と「支出」のみで処理する事業に該当するとしている。それに対して、作成される場合には、その内容および表示方法を検討する必要があるとする。

事業は様々な財産を所有するが、それは積極的財産と消極的財産に区分して把握される。積極的財産では、現金と通貨の種類、建物、庭園、土地等の不動産、商品、手形、債務証券および証券等の動産に

図表－1 代理人簿記の構図



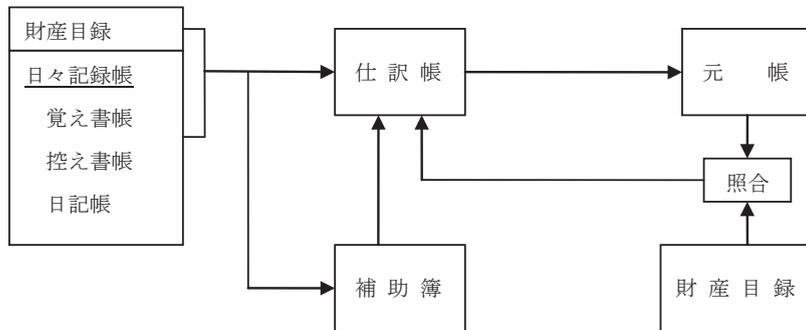
図表－2 単式簿記(簡略化された複式簿記)



- (注)・①はすべての取引が勘定にもたらされ、②は一部直接に勘定へ、他の部分は補助簿を通じて勘定へもたらされる。
- ・日々記録帳 — 毎日の取引を詳細に記録する。
 - ・補助簿は現金帳、負債帳
 - ・元帳は借方と貸方のT字フォーム形式の勘定の集合体

2) 百瀬房徳、2016年、s.50~51.

複式簿記



- (注)・単純な取引は日々記録帳より直接仕訳帳へもたらされる。
 ・同じ取引が多い場合には補助簿がもうけられ、仕訳帳へもたらされる。たとえば、商品勘定に対する商品帳のように。
 ・仕訳帳は取引の二重性に基づいて勘定を単位にして分解して仕訳をする。
 ・財産目録は勘定に基づいて棚卸をして、実際を記録し、勘定と照合し調製する。

区分される。債務は、特別に、区分される。そして、消極的財産は、債権者または与信者がみられる。その外に、消極側では、元入資本金および積極的財産および消極的財産の変動より生ずる資本の増・減がみられる。(§ 392-397)³⁾

ゲアハルトは、加えて、すべての財産について、商人の財産について正規の (ordentlich) かつ正当な (richtig) 商人の財産の所有権 (Eigenschaften) が存在する。したがって、これが欠けている限り、完全な財産の表示の構成要素とはならないとする (§ 398)。所有権の移転こそが取引であるとしたものである。ちなみに、この所有権とは、占有権、使用収益権および処分権よりなる権利である。したがって、財産はこの所有権に裏打ちされているのである。

かくして、ゲアハルトは積極的財産および消極的財産の貸借平均表について下記のように示している (§ 401)。

貸借平均表

積極的財産

1. 現金
2. 不動産 : 建物、庭園、土地等
3. 事業用および家計用動産または備品
4. 商品
5. 積極的負債

消極的財産

1. 消極的負債

資本金

1. 元入資本金
2. 資本金の増・減

(2) 資本金の変動と評価

財産は事業活動によっても、事業環境の変化によっても、増加または減少する。事業活動は、具体的に、積極財産と消極的財産のそれぞれを変動させる。その帰結として、資本金の変動をもたらす。積極的財産が消極的財産より大きいとき、資本金は拡大し、小さいとき縮小する。

もうひとつ、事業活動の環境が変化することにより財産の増加または減少がもたらされる。これは財産の評価によりもたらされる。財産は多様な性格をもった対象よりなる。したがって、評価は多様な私たちで求められる。この評価について、ゲアハルトは、知識の伴う判断では、一般に、学識のない誤った思考から財産目録の財産の部分とその価値において高めるか、それとも低めるかである。そして、このことは商人の意図するところにみられるとする。ところが、誤った思考を、その際、基礎にしたではなかろうかと主張しようとしても、どのように軽減策を打つべきか知るすべもなかった。というのは、

3) ゲアハルトの著作よりの引用は (§) により示す。

経験が、しばしば、教えたからである。それは、債権者を完全に満足させるべく、損失をさらに押し上げることはないとする状況にはないと広く振り返ることを要求する。このことは、即時および時の経過と共に現れるとする。したがって、債権者を裏切ろうとするものであったとする。(§ 406)

それ故、評価について、「指定された価値」または「契約された価値」が記載され、計算されるべきであるとする (§ 407)。これについて、<§ 401>の体系にしたがって、下記の項を示している。

財産目録の項目の評価

- a) 現金：固有の「交換価値 (Valuta)」と関係する価値 (Werth) で示す。たとえば、ドゥカーデン à 2 1/4 Thlr. のように、様々な鑄貨の種類は交換価値により換算されるが、その鑄貨で存在しつづける。
- b) 財または動産：土地、事業用および家計用備品、これに加えて、商品、手形、およびその他の有価証券等がこれに属する。一般に、仕入価格またはその他の価格を、通常、評価では付す。これらの価格を、同時に、交換価値で置き換える。動産は、著しく上がった、下がったりするか、特別に下落することもある。それ故、財産目録へ計上時点で、もっている当該価値にしたがって修正しなければならない。
- c) 積極または消極の負債：支払うべきかまたは受取るべき当該の鑄貨の種類で表示する。これらを交換価値で換算する。そこでは、すべての取引項目が計算されるかまたは最後に、「換算差額」により鑄貨の種類と調整される。たとえば、積極負債は、その価値が不良なまたは悪いものを合算する際に切り捨てる。ここでの評価は、サヴァリーの財産目録作成でのそれを、継続事業でそれとして受け継いだものである⁴⁾。
- d) 外国の消極の負債：外国の債権者は、その者より現金で一定の仕入をまたは他の方法で移転したが、再び戻すことを必要とする。この同じ外国の者の固有の現金の額を表示することを必要とする。それ故、為替相場または現金同等額により、財産目録の作成時点で当該財産が

計算される交換価値で還元される。これとは逆に、外国の債務者にも妥当する。

IV 補助簿の役割

財産目録の記録簿の表示は、次の帳簿の開始に当たり、一部補助簿へ引き継がれる。補助簿は、多くの同一の取引を日々記録帳または控え帳より、同一の取引をまとめて補助簿に記録して、これより直接元帳の勘定へもたらすか、それとも仕訳帳を通して間接的に勘定へもたらす (§ 413)。いづれにしても、複式記入の構造を補助簿は持ち合わせ、複式表示し、計算しなければならない。そして、仕訳帳または元帳へもたらされる。ゲアハルトは、補助簿の例を下記のように示す (§ 414)。

補助簿の例

- (1) 現金帳
- (2) 現金の種類ごとの在高帳
- (3) 商品在高帳：商品、尺度、重量および数量を計算する。
ワイン、インディゴ、布、絹等々の商品ごとに示す。
- (4) 手形在高帳：イギリス、オランダ、フランス等々の手形ごとに示す。
- (5) 銀行帳
- (6) 債務者または債権者または債務登録在高帳：
 - (a) 小さな および 疑わしい債務に属する項目が示される。ここでは債務の金額が返済期日および鑄貨の種類等一定の注を付して示す。
 - (b) 商人別に設けられる債務登録簿に記録される。返済された時に支出へもたらされる。そして、残存する在高または残高が保持される。
- (7) 月次帳

特に、ここで注目されるのは、上記「(3) 商品在高帳」である。この帳簿は取り扱い商品の種類および取引数が多くなるに従って必要となる。そうでないとなれば、仕送り状帳をつけておけば充足される。

4) 百瀬房徳、2016, s.42~44.

徐々に商品の種類および取引量が多くなるに従って、この帳簿は、単式簿記（簡略化された複式簿記）から複式簿記へ移行するなかで、橋渡し役を担ったのではないかと推定される。商品在高帳は、次第に、単式簿記のなかへ入り込んだといえよう。なぜならば、商人の活動の記録の主要な部分は商品取引だからである。

V 仕訳帳の役割

複式簿記では、財産目録より、開始時には、仕訳帳を通じて元帳の勘定へ振替られる。単式簿記では仕訳帳そのものがなく、複式簿記固有のものである。たとえば、補助簿は、商品の種類が異なり、貨幣の種類が異なり、同一の種類で取引量が多かったり、さまざまな状況に添うため設けられるが、これより単式簿記では、仕訳帳を通さず元帳へもたらされ、複式簿記では仕訳帳を通してもたらされるからである。

仕訳帳では、取引により積極的財産および消極的財産が発生するので、仕訳の原則に基づいて、両者に区分して、前者は左側に後者は右側に記録・組立てが行われている。積極的財産は、ゲアハルトでは、その構成内容が特別の現金、その他の財の集合体および債務者に区分されている。これに加えて、仕訳では両建が原則であるので相手勘定は消極的財産であったり、資本勘定であったりする。仕訳は上・下2段で、積極側が上段で、消極側が下段とするのが通常で、時として消極が上段で積極が下段となる。

積極的財産では現金、商品、その他の動産および債務者が示される。財産の増加に伴う支出があるが、決済した額であるので、正味額を示す。資本金勘定は、積極的財産の相手勘定として貸方（債権者）として示される。積極的財産の仕訳は下記の通りである。

次の12勘定または債務者、債務者、Thlr.
(貸) 資本金勘定、動産および債権者を含む
現金勘定、
商品勘定等々、

(「図表-1」で債務者項目が示されている)

消極的財産では債権者または与信者が示される。

通常、消極側では積極側に対する支出または返済が現れるが、財産目録は正味で示されるので、すでに決済された額である。それ故、債権者または与信者へ返済された後の正味の額である。資本金勘定は、消極的財産の相手勘定として貸方（債務者）として示される。消極的財産の仕訳は下記の通りである。

資本金勘定、借方、Thlr.

(貸) 下記の6勘定（または債権者）

(貸) N. N. in N 等々、

(「図表-1」で債権者項目が示されている)

ここでは相手勘定を資本金勘定としているので、正味の額が資本金の額となる。加えて、積極的財産にしても、消極的財産にしても、財産目録において人名勘定で債権および債務が個別に掲載されるのは、商人間により重視されてきた事項で、プロイセン一般国法においても商人間の争いの解決にも重視され、法を遵守よう要請されていることに由来する⁵⁾。

仕訳帳のない場合には、財産目録が直接元帳の諸勘定へもたらされる。このような手順は、単式簿記、即ち、簡略化された複式簿記を採用する場合である。この場合、様々な債務者または債権者が2つの側で勘定により組織化されず、そして、それらの額の合計もなされない。同様に、仕訳により一度に資本金勘定へもたらされることもない。

積極的財産は、元帳では、支出または貸方において資本金勘定で各々の債務者を示し、その合計の価値または額を同時に表示しなければならない。支出または貸方を示せば、勘定の頭に“(借) Pr.”を示し、下記の通りとする (§ 420)。

(借) 現金勘定 . . . Thlr. . . .

(借) 商品勘定 . . . Thlr. . . .

(借) N. N. in N. . . . Thlr. . . .

消極的財産は、元帳では、収入または借方において資本金勘定で各々の債権者を示し、その合計の価値または額を同時に示さなければならない。資本金の収入または借方を示せば、下記の通りとする (§ 420)。

(貸) N. N. in N.

積極的財産の債務にしても、消極的財産の債権にしても、人名勘定でその人数分の勘定よりなる。ここでは、資本金勘定が残高勘定 (Bilanz Conto) の

5) 百瀬房徳、1998年、s.211~225.

役割をはたす。この資本金勘定は、新しい帳簿が開始されるべきだとすれば、その限りで、認識されなければならない。それ故、事業がすでに設立されており、継続するとき、財産目録より作成されるものである。新しく事業が設立されて帳簿記録を開始するのではないのである。新しく設立される時には、下記に仕訳となる。

(借) 現金勘定 ・ ・ ・ Thlr.

(貸) 資本金勘定 ・ ・ ・ Thlr.

あえて言えば、現金勘定のみが財産目録の構成要素となる。ゲアハルトは、継続事業における開始仕訳を示したものと言える。このことは期首に始まり期末に終了するところの「会計期間ごとの会計帳簿の完結」を意味するところの財産目録の作成と開始仕訳を論じたものと言えよう。

VI 開始財産目録

開始財産目録は、取引の開始に際して、作成される。事業開始では、事業へ現金を拠出するするだけであるとすれば、単純である。単式簿記では、現金勘定または現金帳に記載することですまされる。したがって、財産目録が取上げて取り上げられることはない。それに対して、複式簿記では、仕訳がおこなわれるので下記のようになる。

現金勘定、債務者

(貸) 資本金勘定、債権者

単式簿記（簡略化された複式簿記）にしても、複式簿記にしても、財産目録がとりあげられるのは、事業が継続して営まれるときである。この場合、多くの債務者（借方）と債権者（貸方）を引継ぐ。したがって、これらに基づく事業開始における財産目録の課題が生ずる。これについて、ゲアハルトは詳細に論じている。

単式簿記でも、複式簿記でも、財産目録は、原則として、作成される。ゲアハルトは、単式簿記では作成されないこともあるが、それは主人の家庭の計算であるので収入と支出と同時に示されているからである。それとは異なり、一般には、作成されるとしている。その場合、直接ある勘定でまとめられる。その勘定とは資本金勘定である。ゲアハルトは、次の頁の「図表－3」のように示す (§ 436)。

この資本金勘定の表示では、借方には貸方の項目

(An) が、貸方には借方の項目 (Pr) が、記載されている。取引の記録が開始される時には、諸勘定へは本金勘定より反対側へ振替えられる。資本金勘定そのものは、その結果、貸借の差額が債権者側に存在するところの額を示す。

複式簿記では、財産目録は、間接的に、個別の財産目録を総括するところの残高勘定 (bezondere Bilanz Conto) より元帳勘定へと仕訳帳を通じて導かれる。個別の勘定残高をまとめたものが一般残高勘定である。この勘定では、実際の債務者および債権者として認識される際、借方に存するところの項目を貸方へ“Pr”の符号を付して残高勘定へもたらし、そして、資本金勘定も“Pr”の符号を付して貸方へもたらす。その際、貸方に存するところの項目を借方へ“An”の符号を付して残高勘定へもたらし、そして、資本金勘定も、同様に、“An”を付して借方へもたらすとしている。これにより、貸借一致した残高勘定となる。これを示すと、「図表－4」の通りとなる (§ 437)。

この残高勘定に基づいて元帳の諸勘定へと、仕訳を通じて転記され、取引記録が開始される。

ゾツィエテートでは、拠出者ごとにまとめられた財産目録から出発する。ゲアハルトは、“Titium”と“Sempronium”の拠出による財産目録を示している。それは、「図表－5」の通りである (§ 440)。

図表-3

Anno 1796 in Berlin

Debet.		資本金勘定						Credit.					
1796	2	An Jac. Martens					1796	2	Pr. Cassa Conto	6	11812	3	-
Jan.		in Hamburg					Jan	〃	Pr. Gen. Waaren				
		Bo. Mk. 2483:12							Conto	7	7103	-	-
		ßl.	2	1258	10	6		〃	Pr. Handl. Mobil.				
	〃	An Molling &						〃	Conto	8	789	-	-
		Comp.in London						〃	Pr. Siegm. Kamerer				
		L.Sterl. 250:12ßl.	3	1649	19	-			In Breßl. in Duc.				
	〃	An Heinr. van de							à 2 3/4 Thlr. . . .	8	1375	-	-
		Mart in Amsterd.						〃	Pr.Joh. Heinr. Lange				
		Cfl. 2814:14:8	4	1628	12	-			in Danzig in Duc.				
	〃	An Isaac le champ							à 4 Thlr. . . .	9	975	-	-
		& fils in Bour-						〃	Pr. Mich. Dresler all-				
		deaur L. 2419							hier zhl. 0/0 Mon.				
		3/4 . . .	4	635	20	-			in Pr. Cour. . . .	9	1000	-	-
	〃	An Theop. Frenz. In						〃	Pr. Peter & Gorge				
		Stettin in Pr. C.	5	575	15	-			Pfahl in Frf. a. M.				
	〃	An Franc. Dubois							Ld'or à 6 Thlr. . .	9	1375	-	-
		allhier 4/5hl. 0/0						〃	Pr. Joh. Dürre & C.				
		Mon. Frd'or à 5							in Lp4/5 Conv.				
		Thlr.	5	1000	-	-			Cour. . . .	10	1000	-	-
								〃	Pr. Joh. Fried.Meyer				
									in Warschau in				
									Duc. à 3 Thlr. . .	10	1375	12	-
								〃	Pr. Heinr. Pforte all-				
									hier 4/5hl. 0/0				
									Mon. in Frd'or				
									à 5 Thlr. . . .	10	1000	-	-
								〃	Pr. Schuld Register				
									Cto. pr. 4 Debitor				
									div. M4/5	11	1444	23	-
								〃	Pr.Agio des Inventar	11	798	17	-

図表— 4

Anno 1796 in Berlin

Debet

残高勘定

1796						
Jan.	2	An Jac. Marrens in Hamburg Bo. Mk. 2483: 12: -	8	1258	10	6
"	"	An Molling & Comp. in London L. St. 250: 12: -	8	1649	19	-
"	"	An Hinr. Von de Mart in Amsterdam C. fl. 2834: 14: 8	9	1628	13	-
"	"	An Isaac le Champ & Fils in Bourdeaux Liv. T. 2419: 15: -	9	635	20	6
"	"	An Theoph. Frenz in Stettin Pr. C	10	575	15	-
"	"	An Franc. Dubois allhier Frd'or à 5 Thlr.	10	1000	-	-
"	"	An Capital Conto Pr. Cour.	3	23275	1	-
		Thlr.		30023	7	-

Credit

1796						
Jan.	2	Pr. Cassa Conto	2	11812	3	-
"	"	Pr. General Waaren Conto	2	7103	-	-
"	"	Pr. Mobilien Conto	3	789	-	-
"	"	Pr. Siegmunto Kämerer in Bleslau . . . Duc. à 2 3/4 Thlr.	4	1375	-	-
"	"	Pr. Joh. Heinr. Lange in Danzig . . . Duc. à 4 Thlr.	4	975	-	-
"	"	Pr. Mich Dresler allhie Pr. Cour.	5	1000	-	-
"	"	Pr. Peter u. George Phal in Frf.a. M. Fd'or à 6 Thlr. :	5	1375	-	-
"	"	Pr Dürre & Comp. in Leipzig Conv. Cour.	6	1000	-	-
"	"	Pr. Friedr. Meyer in Warschau Duc. à 3 Thlr.	6	1350	-	-
"	"	Pr. Heinrich Pforte allhier Frd'or à 5 Thlr.	7	1000	-	-
"	"	Pr. Schuld Regist. Conto Pr. 4 Debitores div. Mz	7	1444	-	-
"	"	Pr. Agio des Inventar	8	798	17	-
		Thlr.		30023	7	-

図表-5

ゾツィエテートの財産目録
 会社事業の開始における A. Titium および B. Sempronium
 den 1sten July 1796 作成

A. Titium	
An baaren Gelderen in Frd'or ä 5 Thlr.	Thlr. 2650: - : -
An Material=und Farbwaaren laut besonderer Specification	
Nach dem Einkaufskosten in Frd'or ä 5 Thlr.	Thlr. 3200: - : -
An Tüchern laut Specif. Nach den Einkaufskosten in Frd/or	
ä 5 Thlr.	Thlr. 1344: - : -
An Handlungsmobilien, laut tairter Specification in Frd'or	
ä 5 Thlr.	Thlr. 95 :25: -
An guten Activ. Schulden, in 9 verschiedenen Debitoren Posten,	
dafür Titius 1 Jahr del Credere steht, in Frd/or ä 5 Thlr.	Thlr. 2645:21: -
zusammen in Frd'or ä 5 Thlr.	Thlr. 9935:17: -
Hiervon sollen aus der Socit für ^Titium	
4 verschiedene Creditores bey der Verfallzeit bezahlt werden,	
welche zusammen betragen in Frd'or ä 5 Thlr.	Thlr. 1736: 1: -
Es verbleibt also Titium proper Capital Frd'or ä 5 Thlr.	Thlr. 8199:16: -
B. Sempronii Capital	
An baaren Geldern in Frd'or. ä 5 Thlr.	Thlr. 3600: - : -
In 440 Duc. ä 2 1/4 Thlr.	Thlr. 1210: - : -
An Agio von 1210 Thlr. Duc. ä 4 pCt. Pr. Frd'or.	" 48:10: -
An Material=und Farbwaaren laut besonderer Specif. nach	
den Einkaufskosten in Frd'or ä 5 Thlr.	" 1067:14: -
An C. Sulpert, ist laut Wechsel in M Mk. C. zu bezahlen schuldig,	
ist in Frd'or ä 5 Thlr.	" 530: - : -
Sempronii proper Capital ist also in Frd'or ä 5 Thlr.	Thlr. 6456: - : -

図表-7

開始仕訳

Anno 1797 Monath July in Berlin				
den 1 July				
下記の 5 Debitores 借方 Thlr. 9935: 17: -				
An A. Titii の資本金勘定、彼が我々のゾツィエテートに対して供した下記の事業用動産について				
Cassa Soll für die baaren Gelder in Frd/or à 5 Thlr.	Thlr.	2650	-	-
Material & Farbwaaren Sollen It. Invent. In Frd/or à 5 Thlr.	``	3200	-	-
Tuche Sollen 1t. In Invent. In Frd'or. à 5 Thlr.	``	1344	-	-
Handl. Mobilien Sollen 1t. Invent. In Frd'or à Thlr.	``	95	20	-
Debitoren Conto Soll pr. 9 Debitoren 1t. Invent. In Frd'or à 5 Thlr.	``	2645	21	-
Frd'or à Thlr. Thlr.		9935	17	-
A. Titii の資本金勘定 Soll Thlr. 349: 17: -				
An 下記の 3 Creditores, 上記の動産により充足される.				
An Creditoren Conto pr. 4 Creditores 1t.. in Frd'or à 5 Thlr.	Thlr.	1736	1	-
An Titii Depositen Conto 1t. Invent. In Frd'or à 5 Thlr.	``	1740	-	-
An dessen Conto Courent 1t. Daseelbe in dergl.	``	3	16	-
Frd'or à 5 Thlr. thlr.		3479	17	-
下記の 4 Conti Sollen Thlr. 6456: -: -				
An B. Sempronii の資本金, 彼がゾツィエテートへもたらした下記の販売用の動産,				
Cassa Soll Für die baaren Gelder 1t. Invent. No.1. . . . Thlr.		4810	-	-
Agio Soll 1t. Invent. No.1	``	48	-	-
Material & Farb Waaren Sollen 1t. Invent. No.1	``	1067	-	-
C. Sulpert Soll 1t Invent. No/1	``	530	-	-
Frd'or à 5 Thl. Thlr.		6456	-	-

る。2つは Titius に係る債権者側がみられる。ここでは、4 債権勘定、預託勘定 (Depositen Conto) および当座勘定 (Conto Courent) よりなる。3つ

は Sempronius が拠出した資本金である。ここでは、現金勘定、換算差額勘定、原材料および染料勘定、および C.Sulpert 勘定よりなる。

ここで注目されるのは、継続事業において各々の資本金勘定に対応して、相手勘定に現金勘定、および原材料および染料勘定等々具体的勘定がみられることである。現物出資ならば認められるが、継続事業において財産全体を各々の抛出者に区分して示すのは考えられない。一般には、資本金勘定では期末における利益の分配または損失の負担が主となる。ゲアハルトの示すゾツィエテートでは、抛出者が共同ではなく、個別に活動していると想定される。

Ⅶ 仕訳と勘定

(1) 仕訳と勘定の意義

単式簿記（簡略化された複式簿記）と複式簿記は、ゲアハルトによれば、代理人簿記に基づく仕訳の原則を維持し、最終的に元帳の諸勘定へもたらされている。複式記入を内包する仕訳の原則は、「図表－1」の通りである。単式簿記では、現金勘定、積極および消極の負債勘定、および資本金勘定よりなり、日々記録帳より仕訳の原則に基づいて元帳の諸勘定へもたらされる。それに対して、複式簿記では、覚え書帳より、仕訳の原則を想定し、取引を個別に仕訳により、または、同種類の取引が多ければ、補助簿に集合させ、それを仕訳帳を通して元帳へもたらされる。その際、仕訳帳と元帳の勘定間では一体となる。したがって、勘定は両者に共通し、取引を表現する最小の単位といえる。

加えて、単式簿記では、現金勘定または現金帳が主体で、これらに商品の取引が記録され、または明細が記録された。特に、商品については「仕送り状帳」が用いられていた。しかしながら、ゲアハルトではこの「仕送り状帳」はなくなり、商品も動産の中で取り上げられ、当該勘定で記録されている。したがって、ドイツがフランスまたはオランダより摂取した、財産目録を内包した複式簿記との融合するなかで、簿記が展開されたと推定される。その帰結として、仕訳帳を有するか否かで単式簿記なのかが判断される。それ故、単式簿記と複式簿記の中間に商品取引を記録する商品勘定を含める「混合簿記」が存在したといえよう。ゲアハルトの簿記は、まさに、この例に該当する。

(2) 仕訳の事例

① 現金と財の取引

積極的財産は、現金、商品、動産、不動産および手形等より成る。現金および手形は商品、動産、不動産等に対する支払手段である。したがって、現金および手形は、それ以外の積極的財産とは区分される。取引は、二重の性格をもっており、支払手段とその他の財産とは相対応する動きをするかである。それ故、事業活動の一方の重要な機能をもっている。ゲアハルトは、これらとその他の財産の関連を重視している。特に、単式簿記では、現金勘定とその補助簿である現金帳を基底として取引について論ずる。したがって、単式簿記では、商品、動産、不動産等を、勘定を用いて記録しないが、ゲアハルトでは、仕訳帳がないだけで、複式簿記に近い。したがって、この方法は、単式簿記と複式簿記の中間的な記録方法といえよう。これは、すでに、ドイツでは複式簿記が定着していたことから、このような混合した記録方法となったものといえよう。

ゲアハルトの取引の展開では、下記の項目が示されている（§ 445）。

- a) 現金払い (contant)
- b) 現金払いごとの
- c) 掛で (auf Zeit)
- d) 一部現金払い、一部掛
- e) 交換で、物々交換で
- f) 一部現金払いで、一部物々交換で
- g) 一部掛で、一部物々交換で
- h) 配達による (auf Lieferung)

ゲアハルトは、これらの取引は所有権の移転を基底としているとしている。

- a) は財産の移転と同時に現金が支払われる一般的な取引である。
- b) は多くの種類と多くの取引がある場合に種類ごとに補助簿の使用が余儀なくされる取引である。
- c) は取引に対して後日支払われる掛取引である。
- d) は a) と c) の複合取引である。
- e) は財産と財産の物々交換の取引である。
- f) は a) と e) の複合取引である。
- g) は c) と c) の複合取引である。

h) は売手と買手の中間に配達業者が介入する取引である。

これらの取引事例について、ゲアハルトハは下記の仕訳が行われるとする (§ 446~490)。

a) の仕訳；

購入する場合、
仕入れられた動産、債務者
貸方、現金、債権者
それに対して、販売する場合、
現金、債務者
貸方、売上げられた動産、債権者

b) の仕訳；

購入する場合、
様々な債務者
貸方、現金、債権者
様々な債務者には絹勘定、麻布勘定、
布勘定等々がある
それに対して、販売する場合、
現金、債務者
貸方、様々な債権者
さまざまな債権者には原材料勘定、染料勘定、絹勘定等がある。
これらは、各々の個別の補助簿に記録される。

c) の仕訳；

購入する場合、
仕入れられた動産、債務者
貸方、債権者
債権者には掛取引で債権者の氏名が示される。
それに対して、販売する場合、
様々な債務者
貸方、売上げられた動産、債権者
様々な債務者は、掛取引で債務者の人名が示される。

d) の仕訳；

購入する場合、
仕入れられた動産、債務者
貸方、様々な債権者
様々な債権者には、現金の支払および掛による債権者の氏名となる。
それに対して、販売する場合、

様々な債務者

貸方、売上げられた動産、債権者

様々な債務者は現金の受取および掛による債務者の人名となる。

e) の仕訳；

受取る動産、債務者

貸方、引渡す動産、債権者

ここでは、物々交換で、等価交換を示す。

f) の仕訳；

受取る動産、債務者

貸方、一部支払う現金および一部掛とする債権者の氏名、債権者

ここでは、物と物の交換をするが、両者に価値の違いがあり、受取る動産の価値が小さい時、その補完として現金が支払われることを示す。

それに対して、販売する場合、
一部受取る現金および一部受取る動産、
債務者

貸方、引渡す動産、債権者

ここでは、購入する場合の逆で、受けとった動産の価値が引き渡した動産の価値より小さかった時、その補完として現金を受取ることを示す。

g) の仕訳；

購入する場合、

受取る動産、債務者

貸方、一部支払う現金および一部掛とする債権者の人名、債権者

ここでは、一部現金で支払うが、不足分は後日支払う掛とし、債権者の人名が示される。

これに対して、販売する場合、

一部受取る現金および一部受取る動産、
債務者

貸方、引渡す動産、債権者

ここでは、一部現金で受取るが、不足分は後日現金で受取るとして、債務者の人名が示される。

h) の仕訳；

配達による、配達動産勘定、債務者

貸方、2債権者

貸方、現金、債権者

貸方、配達者への前払勘定、債権者

ここでは、買手と売手に配達者が介入している取引をいう。したがって、買手は配達者と取引し、債務者の動産の受取と債権者であるその支払手段の現金または前払金が示される。

これに対して、配達者へ売手が委託する時には下記の通りとなる。

2 債務者

貸方、配達品勘定または前払の受取人、現金勘定、債務者

前払金勘定または前払の受取人、債務者

上記の財産自体の取引をゲアハルトの論述に従ってまとめられているので、それを示すと「図表－8」の通りとなる（§ 491）。

図表－8 収・支に基づく勘定の体系

I 受取の場合		
これらに該当する時	債務者または受取項目	債権者または支払項目
a) 現金	現金勘定	} 受取るところの それぞれの項目
b) 商品	商品勘定	
c) 土地	不動産勘定	
d) 備品	動産勘定	
e) 手形、送金、有価証券		
1) 直ちに受取る	現金勘定	
2) 満期日まで保証される	手形勘定	
II 支払の場合		
	債権者または支払項目	支払に該当する時
	(貸) 現金勘定	(a) 現金
	(貸) 商品勘定	(b) 商品
	(貸) 不動産勘定	(c) 土地
	(貸) 動産勘定	(d) 備品
	(貸) 現金勘定	(e) 手形および送金 および下記の項目
	(貸) 手形勘定	1) 現金で購入、これらを同時に減少させるため
	(貸) 宛てに引出したもの	2) 返済期日まで保証される
	(貸) 我々を減少させた	3) 他を引出した
		4) 我々を減少させた

② 受取および支払に係る3つの要素

上図の受取および支払、または収入および支出は下記の取引にもかかわる (§ 492)。

- 1) 収益および損失
- 2) 一定の動産および財、または
- 3) 負債について、支払うかまたは支払われて保持する

第1に、現金は利益(Gewinn)または損失(Verlust)をともなって受取るかまたは支払われる。ゲアハルトは、受取る時には「効用利益(Nutzen)」に、支払う時には「損傷(Schaden)」に該当する (§ 493)。そして、これを損益勘定で計算する時、一般と個別に区分する。前者は一般損益勘定と称し、効用利益と損傷を総合して対比し、利益(Gewinn)または損失(Verlust)を計算する。それに対して、後者は、各々の効用利益および損傷の構成要素をそれぞれ1つの勘定として把握する。現代で言うならば、効用利益は収益を、損傷は費用といえる。

一般損益勘定は、単に、損益勘定と称する。したがって、一般損益勘定では利益か、または損失かいずれか1つ算出する場である。この一般損益勘定では、したがって、構成要素である個別の勘定の効用利益と損傷を両建てで処理する場である。この帰結として、決算にさいして、勘定を貸借平均すると、効用利益が大きければ、勘定の債務者側へもたらされ、損失が大きければ、債権者側へもたらされる (§ 494)。ゲアハルトはこれを下記のように仕訳している。

債権者側にもたらされる仕訳；

現金勘定、債務者として得た現金に対して示す。そして、

貸方、損益勘定、債権者が使い果たしたよりも多く受けとった利得(Vorteil)

ゲアハルトは、上記損益勘定における、使い果たした部分とは所有主が自己の取引で形成した請求権(eine Forderung)、即ち資本および財産となる部分を示すところの請求権であるとし、利得とは使い果たした部分よりも多く受取った部分であるとする。そして、この利得を損益勘定の債権者として表している。この利得は、固有の利得を示す勘定でも表せるとする。

それに対して、もう一方では、一般に損傷により現金を支払う、それは下記の仕訳となる。

債務者側にもたらされる仕訳；

損益勘定、損傷の価値に対して、債務者として示す、

貸方、現金勘定、支払われた現金に対して、債権者として使い果たされた額を示す

損傷の価値は、固有の損傷を示す勘定でも表される。固有の勘定例には、換算差額勘定、利息勘定、事業経費勘定、手数料勘定、仲介料勘定、雑費勘定等がある。さらに、性格が少し異なる割引(Abzug)、値引(Decorto)もあろう。 (§ 496)

a) 換算差額勘定

この換算差額勘定の仕訳例を示すと下記の通りである。

債務者側に示される時、

換算差額勘定、債務者として受取る、それに対して、

貸方、現金勘定、債権者として支払う

債権者側に示される時、

現金勘定、債務者として受取る、それに対して

貸方、換算差額勘定、債権者として支払う

取引に際して、現金をともなう換算差額の入と出、そして、これらが何回も小さな項目で発生する時、記録の短縮のため、現金帳が小さな、かつ考えられないほど多くで、満たられるのには不可欠であり、役立っている。一方で現金を、他方で上記で示された換算差額の記録を必要とする。その際、下記の項目が充足されることを要する (§ 496)。

1) 現金で支払われた換算差額を個別に受取る。個別の現金控帳(Cassen-Strazza)または換算差額帳に示す。

2) 様々な項目を月ごとに同時に現金仕入および売上を合計する。

3) 現金帳の収入および支出に1回で記入するのに見いだされた金額が、そこから1回で仕訳帳および元帳へもたらされる。

現金をともなう換算差額の入と出について、鑄貨の種類が多い時には、種類ごとに「換算現金帳」が作成される。

b) 利息勘定

事業で、金銭の貸借に対して利息が発生する。利息を受取りおよび支払う時、1つの利息勘定で処理する。ここで「受取」は損傷(Schade)を意味し、「支

払」は効用利益 (Nuzen) を意味する。支払われた現金を受取る時、ゲアハルトによると、下記の通りとなる (§ 497)。

現金勘定、債務者として受取る、そして
貸方、利息勘定、債権者として支払う
そして、自ら支払った現金を資本の利息として支払う時、下記の通りとなる。

利息勘定、債務者として受取る、それに対して
貸方、現金勘定、債権者として支払う

事業で、利息の受取および支払が何回もあり、かなり多くなるのは稀ではない。この場合、現金勘定を補助する現金帳に一般には記帳されるが、特に、利息帳を個別に用いることで、現金帳の役割を軽減するものである (§ 497)。

c) 経費勘定

経費勘定には事業経費勘定とか経費勘定がある。科経費勘定では専ら家計のために費消された財について処理されるので、事業経費とは区別される。事業経費勘定では効用利益および損傷を両建てで、1つの勘定で処理される。ゲアハルトは記録用紙 (Schreibmaterialien) および養育費 (Alimentations-Gelder) 等は共通するので注意を要するとする (§ 498)。

かかる事業経費は事業全体に係る項目と商品に直接係る項目がそんざいする。ゲアハルトはこの2つの項目について、現金で支払うとすれば、下記のように仕訳するとしている (§ 498)。

1) すべての事業を支えなければならぬか、それとも、ほかにすでに経費として記録されたか、または記録されるべき、したがって、繰り返し、すらすらなされなければならないところの一般の経費に対して、下記のように仕訳される。

経費勘定、債務者として受取る
貸方、現金勘定、債権者として支払う

2) 一方、経費を支払わなければならないか、他方、すでに商品として記録されたか、または記録されるべき個別の商品の経費に対して、下記のように仕訳される。

商品勘定、経費の契機となった、債務者として受取る

貸方、現金勘定、債権者として支払う

これらとは別に、経費を立替えて支払った場合には、

返済される。それについて下記のように仕訳されるとしている。

現金勘定、債務者として受取る、そして
貸方、債権者として支払う

この取引が多い場合には、補助簿として(1)では「経費帳」に記帳される。そして、(2)では「商品仕入・売上帳」に記帳される。この取引は、商品の取引に伴って発生するので、効用利益として債務者側に多く記録される。

以上のように、為替差額、利息、経費以外の重要性がない場合、支払った現金で把握される。それ故、これらの効用利益および損傷を損益勘定で把握する。ゲアハルトは、これについて、下記のように仕訳するとする (§ 500)。

効用利益を受取る時、
現金勘定、債務者として受取る
貸方、損益勘定、債権者として支払う
それに対して、現金を損傷として支払う時、
損益勘定、債務者として受取る
現金勘定、債権者として支払う

第2に、一定の動産および財については、その運用に際して、下記の事象が発生するが、ゲアハルトは下記のように仕訳されるとする (§ 503)。

a) 不動産；

不動産を賃貸する時、
現金勘定、債務者として受取る
貸方、不動産勘定、債権者として支払う
不動産を修理する時、
不動産勘定、債務者として受取る
現金勘定、債権者として支払う
ここでの修理は不動産の価値を増加させるものとしている。

不動産を、賃貸に際して、計算する時、
経費勘定、債務者として受取る
貸方、不動産勘定、債権者として支払う
ここに示す経費勘定が、この相手勘定を支払われる現金勘定とするのではなく、不動産勘定とするのは、賃貸に伴う使用により不動産の価値が減少することを意味する。そうであるとすれば、この経費となる損傷が不動産に対する減価償却を示すものといえよう。それ故、産業の発展にともなって、

機械および建物および設備が認識され、減価償却が動産より不動産へと拡大されていると考えられる。

加えて、不動産ばかりでなく、すべての勘定において、ひとつの当該勘定でそれに関わる債務者および債権者を処理していることに注意を要する。

b) 商品；

商品については、ゲアハルトでは、売買に対して下記のような仕訳される (§ 504)。

商品を仕入れる時、

商品勘定、債務者として受取る

貸方、現金勘定、債権者として支払う

商品を売上げる時、

現金勘定、債務者として受取る

貸方、商品勘定、債権者として支払う

商品勘定は、一般のまたは個別の商品勘定で処理されると推定されるが、ゲアハルトは、個別の商品についてそれぞれの勘定で処理している。しかしながら、それらを統合するのが一般商品勘定であるとするとはせず、例示では、個別の商品勘定が掲げられている。

c) 事業用または家計用備品

事業用または家計用の備品については、ゲアハルトでは、下記のように仕訳される (§ 505)。

購入する時、

動産勘定、債務者として受取る

貸方、現金勘定、債務者として支払う

販売する時、

現金勘定、債務者として受取る

貸方、動産勘定、債権者として受取る

上記仕訳は、いずれも売買が対象となっているが、事業のために運用されるのであれば、不動産と同様に、損傷たる経費（減価償却費）の処理があるべきだが、ここでは省略されている。

d) 手形および送金小切手

形(Wechselbrief)および送金小切手(Anweisung)について、ゲアハルトによれば、下記のように仕訳される (§ 506 および 507)。

小切手の授受について；

現金を受取る時、

現金勘定、債務者として現金を受取る、

貸方、名宛人（振出した先の受取人）、

債権者として支払う

現金を支払う時、

小切手呈示人またはその受取人、その者へ送金する

貸方、現金勘定、債権者として支払う

手形の授受について；

現金を受取る時、

現金勘定、債務者として受取る

貸方、手形勘定、債権者として支払う

現金を支払う時、

手形勘定、債務者として受取る

貸方、現金勘定、債務者として支払う

第3に、負債を支払うか、または支払われて保持するかが発生する。負債には、負債そのものとそれに関連する項目について考慮される (§ 510)。

鋳貨の種類が異なる時、換算差額(Agio)が発生利息 (Zinsen) が期日前または期日後に発生値引 (Decorte) され損益が発生

まず、負債を受取るかまたは支払う時、下記のように仕訳される (§ 511)。

現金を受取る時、

現金勘定、債務者として受取る

貸方、負債保持人または支払人、債権者として支払う

現金を支払う時、

受取った与信者 (Gläubiger) , 債務者として受取る

貸方、現金勘定、債権者として支払う

上記の負債を返済する時、より優位の貨幣により返済されるならば、差損が生ずる。それは下記のように仕訳される (§ 511)。

2 負債、受取る

貸方、支払負債保持人、2 負債に対し債権者として支払う

1) 現金勘定、受取った現金支払、債務者として

2) 換算差額勘定、計算された換算差額、債務者として

それに対して、優位の貨幣により返済するならば、差益が生ずる。

与信者、それより受取る、債務者として

貸方、下記の2 債権者、支払う

1) 貸方、現金勘定、債権者として、

支払われる

- 2) 貸方、換算差額勘定、債権者として、
計算された支払うべき換算差額

負債を、与信者より低位の貨幣より借入している時、時の経過後に換算しなければならないとすれば、下記のように仕訳される (§ 513)。

借入を行った時、

現金勘定、債務者として受取る

貸方、支払うべき負債保持人、債権者
として支払う

時の経過後に換算率がより低く変化した時、
支払うべき負債、債務者として受取る

貸方、換算差額勘定、債権者として支払
う

ゲアハルトは、現金による貸借、種類の異なった貨幣間の貸借等およびそれらに関わる利息、換算差額、および値引および割引とこれらをまとめて処理する雑費について論じている。特に、オランダ通貨を例に上げ、換算計算を説明している (§ 514)。これについては、アムステルダム銀行貨幣で返済するか、または同じ以後計算され、維持される通貨で勘定が貸借平均され、銀行貨幣 - 銀行換算差額または現地銀行貨幣および通貨との調整が何度も行われるとする。これからして、ゲアハルトは、オランダ通貨の豊富な情報が市場を通じて得られていたことを意味する。

このほか、ゲアハルトは、利息の受取または支払、事業用または家計用の経費、値引、割引等の勘定として独立した勘定とならない雑費 (Conto diverse) の受取または支払等にも言及している。そして、これらに関連する複雑な取引事例を示している (§ 518)。そこで、換算差額、利息および雑費たる損失が混在している負債の保持人より、債務者が現金を受取るならば、下記の通りとする。ただし、現金および換算差額は上記で示した。

3、4の債務者、受取る

貸方、支払っている債務保持人、完全に支払われている、

- 1) 現金勘定、債務者として、現金で受取った支払

- 2) 換算差額勘定、債務者として、計算された換算差額、支払われた当該通貨の種類、支払指定されたものより低い

- 3) 利息勘定、債務者として、満期日以前に提供された支払

- 4) 損益勘定、債務者として、割引またはその他の損失について

それに対して、債権者へ現金を支払うならば、下記の通りである。ただし、貸方の現金および換算差額は上記で示した。

支払った債権者、即ち債務者として

貸方、3、4の債務者およびその価値、
受取る

- 1) 現金勘定、それ故債権者として、現金払

- 2) 換算差額勘定、債権者として、指定された低い通貨の種類よりも高く支払われた種類について計算された換算差額

- 3) 利息勘定、それ故債権者として、満期日以前に提供された支払に対する利息

- 4) 損益勘定、それ故債権者として、割引またはその他の効用価値 (Nuzen) に対して支払われる

(3) 手形の決済

取引にともなって、その決済が行われる。この決済は、債務および債権がこれらを現す人名勘定において行われる。したがって、様々な債権および債務が対人関係で記録されることを意味することを示している。この両取引は下記のように要約される (§ 520)。

- 1) 支払に際して、受取るかまたは引き渡す一定の動産について

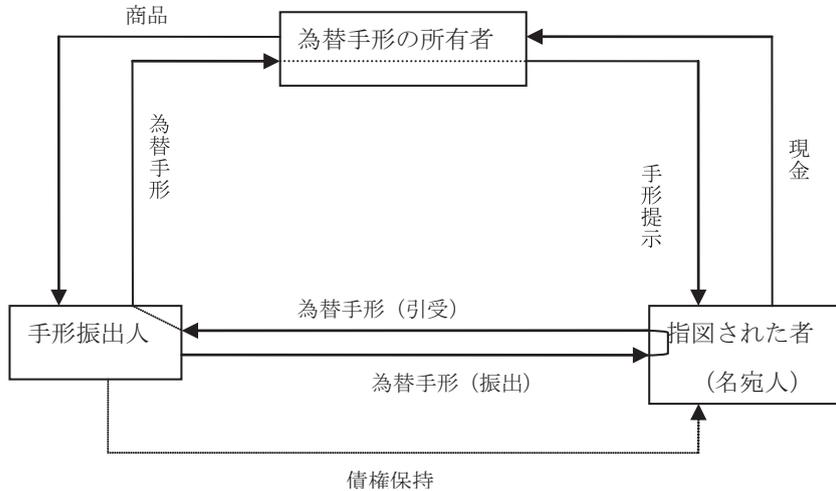
- 2) その負債または請求権を別のもので保有しているところの送金小切手について

- 3) 加算および減産される損益について

上記2) は財の取引について決済取引を示すものである。この取引は現金の為替手形 (Assignment) および送金小切手 (Anweisung) により行われる。

為替手形による決済には、まず、ゲアハルトは、実際のまたは以前に取り決めたところの請求権について最終的に署名した為替手形の所有者が、その返済のために支払わなければならない指図された者 (名宛人) に対して、保持するものとする (§ 522)。

図表－9 為替手形の流通



図表－10 送金小切手



これにしたがって、為替手形の流通について示すと下記の「図表－9」となる。

為替手形によらず、送金小切手による決済では、小切手を受取った時点で、取引相手の勘定を自己が保有しているか否かで、処理が異なる（§528）。

保持している場合には相手の人名勘定で、即時に換金すれば、下記のように仕訳される。

現金勘定、債務者

貸方、人名勘定、債権者

保持していない場合には、上記の債務者の現金勘定が小切手勘定または手形勘定となる。これを示すと「図表－10」となる。

これによれば、債務者が現金によるか、または小切手によるかである。

VIII 勘定の締切と修正

(1) 勘定の締切

個々の取引の勘定における決済に続き、すべての

勘定を締切り、決算が行われる。この締切・決算は、最終的に、損益勘定および資本勘定の完成に至る。そのプロセスは下記の通りである（532）。

- 1) 債務者および債権者の残高計算をし、調整し、または相殺する時、同じかまたは超過した収入および支出が、様々な項目で存在する時、合計され、いわゆる残高について下に置かれるか、または平均化線がひかれる。
- 2) かかる勘定よりさらに求められた正味の借方または貸方の在 high は、それで直ちに明白とならず、他の項目と混在している時、かくして新たにこの正味の在 high に対して、下記のようにすべく前へと進む。
 - a) 債務者勘定では、支出より大きい収入は、下記のように示される。
 - ・それ故、旧勘定、および勘定の貸借平均および同等の額の確立のためにのみ、債権者として支出する。そして、それに対して、

b) 債権者勘定では、収入より大きな支出が立証される。

- それ故、旧勘定、および前のように貸借平均のためにのみ、債務者として受取る。
- 新勘定は、債権者として支出する。

上記のプロセスを示すと「図表－11」のようになる。

まず、債務者および債権者の(a)、(b)、(c)および(d)は、それぞれ合計額を示す。次に、債務者では、下記のように勘定の残高が計算される。

$$(a) - (b) = \text{残高}$$

さらに、債権者では、下記のように勘定の残高が計算される。

$$(c) - (d) = \text{残高}$$

ここでは、(a) > (b) および (c) > (d) を前提としている。ここで計算された各々の残高は、ゲアハルトでは、上図のように仕訳を通して次期へと繰越される。

債務者では、下記のように仕訳される。

新勘定、債務者

旧勘定、債権者

債権者では、下記のように仕訳される。

旧勘定、債務者

新勘定、債権者

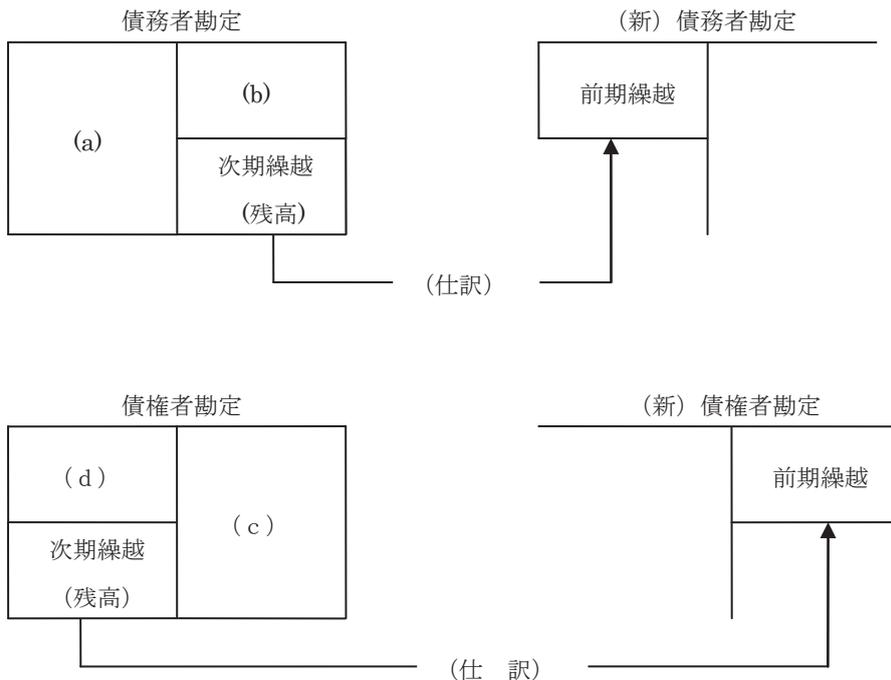
この仕訳を通しての次期勘定への転記は、英国法を摂取したものである。英国法では仕訳を通さず転記される。こうすると、残高勘定を作成せず次期の勘定へと転記されてしまう。ゲアハルトによれば、この方法では、ドイツが発展させてきた大陸法による帳簿システムの最終の帰結である残高勘定を作成できていない。したがって、財産目録、即ち、そこからもたらされる貸借平均表の作成に留まっているといえよう。

動産、財および商品の諸勘定では、締切では下記のように処理される (§ 533)。

- なお残存している動産の正味在高は、たとえば、鑄貨の種類でまさにその価値で受取られ、それで再び支払うように計算するところの現金勘定
- 生み出された在高、たとえば、商品およびその他の動産、それにより商品および動産が実際に在庫しているよりも多くない。そして、支出よりも収入が多ければ損失が、

図表－11

債務者勘定・債権者勘定



収入よりも支出が多ければ本来の利益が示される

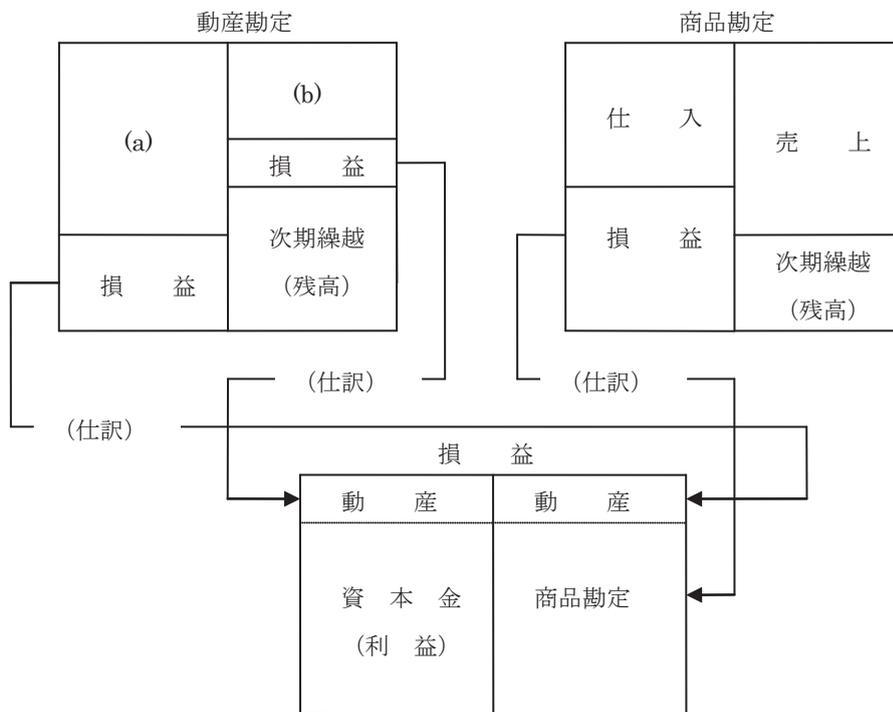
c) 混在する在高、たとえば、商品およびその他の動産、その収入は商品のコスト、そして、支出は利益をともなって混在するその売上を表す。その後、いまだ実際に残存する商品をみいだす時、正味在高、そして、その際みいだされる利益および損失がみいだされる在高が、合計して混在している在高よりなる。

a) では、特に、現金勘定についてである。貿易をしている事業では、他国との取引を主とするので、

国ごとに異なった種類の铸貨で取引をする。そこで、種類ごとに勘定を設けて記録し、締切る時に自国の铸貨の種類を換算することになる。

b) では、動産または商品の取引についてである。商品は異なった扱いをするので動産についてみる。実際には、在庫(残高)が帳簿残高より多かったり、少なかったりする。それは、動産に係る支出および収入すべてを1つの動産勘定に記録するからである。したがって、在庫以外の支出および収入の差額、利益または損失については損益勘定へもたらす。これを示すと「図表-12」の通りである。

図表-12 動産勘定・商品勘定



(a)および(b)は動産勘定のそれぞれの合計である。動産勘定に係る支出および収入は1つの勘定で示すので、支出は損失として、収入は利益として記録する。在庫(残高)はそれ自体で示す。上図は債務者または債権者についても同様に扱われる。

(b)は、特別、商品について示したものである・商品勘定では、仕入れを債務者側へ、売上を債権者側

へ記録する。総記法による商品勘定の記録法である。この方法は、棚卸された商品、即ち繰越商品を記録する。その際、売上高にこの繰越商品を加算することになる。この合計額から債務者側の商品仕入額を控除し、その残高が商品の売上利益を意味する。この利益が損益勘定へと振替えられる。これらの振替は仕訳を通して行われる。

(2) 勘定の修正

勘定の記録と実際の在Highがしばしば異なることがある。その際、勘定の在Highは実際の在Highへと修正される。この実際の在Highは、財産目録の個々の部分を構成するものであり、以下、個別的に検討される。

現金勘定の実際在Highは、新勘定へ受継がれる。それ故、下記のように仕訳される。

新現金勘定、債務者

貸方、旧現金勘定、債権者

現金勘定の在Highについて、過不足があれば修正される。これは損益勘定へもたらされる。現金在Highが多かった場合、下記によって修正される。

現金勘定、債務者として受取る

貸方、損益勘定、債権者として支払う

現金在Highが少なかった場合、下記によって修正される。

損益勘定、債務者として受取る

貸方、現金勘定、債権者として支払う

動産および商品勘定の記録された在Highは、実際の在Highがその在Highと異なる時、その実際の在Highにもなって、増（利益）・減（損失）する。

増加（利益）する場合、下記のように修正される。

動産または商品勘定、債務者として受取る

貸方、損益勘定、債権者として支払う

減少（損失）する場合、

損益勘定、債務者として受取る

貸方、動産または商品勘定、債権者として支払う

増加（利益）する場合については、保守主義の原則により、現代では受け入れられないが、当時は論理にそって受入れられていたと推定される。ゲアハルトでは、混在している利益または損失について、下記の手順で明らかにされている（§ 536）。

第1に、正味在Highを求める

第2に、それにより存在する利益または損失があきらかとなる

その際に、勘定は貸借平均して利益または損失が明らかとなる。それゆえ、正味在Highを導き出すこと、即ち第1が重要となる。それにより、第2が調整される。正味在Highは下記のように処理される。

1) 実際に、いまだ残存し、かかる勘定に属する時、仕入価格（Einkaufspreisen）により、または真実な価値（wahren Werth）により秩

序をもって評価される

2) かかるようにして、みいだされた旧勘定の残存する財の価値を、とにかく、支出へもたらず。それとともに、新しい勘定へ直ちに再び収入とする

正味在Highは仕入価格によるか、実際のまたは真実な価値によっているとしている。前者は記録されている価値であるので、利益も損失ももたらさない。後者は実際のまたは真実な価値であり、記録された価値の評価によりもたらされる。したがって、記録された価値より大きかったり、小さかったりする。その結果、勘定を貸借平均すると、前者では利益が、後者では損失がもたらされる。この損益については前述の通りである（§ 533）。この正味在Highは次期へ繰越されていく。その場合、旧勘定から新勘定へ仕訳を通して繰越される。

新動産または商品勘定、この在Highについて債務者として再び受取る

旧動産または商品勘定、正味在Highについて債権者として支出する

最終的に、損益勘定は個別の損益勘定より、これらの勘定を総合するところの一般損益勘定が作成され、次に、資本金勘定へもたらされる。即ち、下記の通りである。

(1) 個別損益勘定

(2) 一般損益勘定

(3) 資本金勘定

個別損益には、上述の正味在Highによる記録された在Highの修正、商品の損益の算出、現金の過不足の算出、経営にともなう換算差額、利息、経費およびその他少額の諸経費（値引、割引等）がある。このような経営にともなう諸経費は下記のように仕訳される。

利益となる場合、

個別の損益勘定、債務者として受取る

貸方、換算差額、利息、経費等々の支出、債権者として支払う

損失となる場合、

換算差額、利息、経費等々を受取る、債務者として受取る

貸方、個別の損益勘定、債権者として支払う

これらの個別の損益勘定は、決算に際して、総合利益の算出のために、一般損益勘定へと集められる。

そらは、下記のように仕訳される。

一般損益勘定の債務者側では、
一般損益勘定、債務者として受取る
貸方、個別の損益勘定、債権者として支払う

一般損益勘定の債権者側では、
個別の損益勘定、債務者として受取る
貸方、一般損益勘定、債権者として支払う

一般損益勘定の債務者側と債権者側の合計を貸借平均させると、債権者側が大きいと利益が出たことを示し、債務者が大きいと損失が出たことを示す。その結果、事業では、前者では資本金が増加し、後者では資本金が減少したことを示す。それは、下記のように仕訳される。

利益が出た場合、
一般損益勘定、債務者として受取る
貸方、資本金勘定、債権者として支払う

損失が出た場合、
資本金勘定、債務者として受取る
貸方、一般損益勘定、債権者として支払う

このように、損益を加・減することにより、資本金の在が高が決定され、帳簿全体が締切られ、決算が完了する。ゲアハルトでは、各勘定の残高が仕訳を通して次期へ繰越されてしまうので、残高勘定が作成されない。これは、大陸法がもつ特徴である「会計期間ごとの商業帳簿の完結」が未完成であることを意味する。

IX 結 語

ゲアハルトは、単式簿記（簡略化された複式簿記）および本来の複式簿記を論じた。単式簿記は、元帳における現金勘定、積極および消極の負債勘定、および資本金勘定、またはそれらに係る補助簿を有する。加えて、取引に内包する「取引の二重性」により複式記入をする。それは一方で、借方、即ち収入または債務者を、もう一方で、貸方、即ち支出または債権者をもつ。それは取引を始めて記録する日々記録帳からもたらされる。それに対して、複式簿記は、日々記録帳より分化し、覚え書帳（日常の取引の記録）、控え帳（メッセへ出かけた時の記録）より、一方では、単純な取引は、仕訳帳において取引の二重性にもとづいて仕訳をし、元帳へもたらし、もう一方で、取引量が多く、または種類が多い等の場合

には、補助簿を設けて整理し、仕訳帳を通じて元帳へもたらし。元帳においては、現金、商品、動産、不動産、手形、為替差額、利息、事業用経費等々固有の特性をもつ諸勘定がある。このように、単式簿記および複式簿記のこのような簿記とは異なる方式をゲアハルトは呈示している。彼の言う簿記は、もともとフランス、オランダ等から複式簿記を摂取しており、それに、英国より単式簿記を摂取している。商品勘定を始め諸勘定は複式簿記の中にある勘定であるが、ゲアハルトでは、単式簿記でも設けているのである。したがって、彼の論ずる簿記は、単式簿記と複式簿記との中間に位置する「混合簿記」といえよう。両者の区分は「仕訳帳」があるか否かである。その帰結として、3つの簿記が受け入れられていたと言えよう。

記帳方法においても、英国法とドイツ法（大陸法）では違いがある。英国法では、帳簿を締切るとき、損益に係る諸勘定を直接資本金勘定へ振替え、その差額は資本金の増加（利益）または資本金の減少（損失）として表現される。その後、積極および消極の財産勘定は、残高が存在するのと反対側へ「次期繰越」と記入し、勘定を貸借平均して締切る。そして、同時に、次期に当該勘定に反対側に「前期繰越」と記入して取引の記録を続けていく。したがって、仕訳をせず次期へと繰越するため、その帰結として、残高勘定または貸借対照表は考えられていない。証券市場等、他からの要請により作成するとすれば、諸勘定の「次期繰越」を蒐集することにより作成される。それ故、現代での貸借対照表では貸借が逆となる。このような記帳方式は「会計期間を越えた会計帳簿の継続」と特徴づけられる。大陸法では、英国法と損益勘定の作成方法は同じであるが、英国法ではできなかった残高勘定を、振替仕訳を通じて、作成しているのが特徴である。したがって、ゲアハルトは、期首において、まず、財産目録より要約の貸借平均表を作成し、それにもとづいて、開始仕訳をし、取引記録を開始する。そして、すべての取引を勘定で表現する。このように記録された諸勘定は、決算に際して、実際在 high、即ち財産目録と比較される。その差額は損益勘定へもたらされる。この損益勘定は一般と個別に区分され、個々の損益については後者で計算され、それらを総括したものが前者で計算される。上記の差額は後者に属する。事業の中核

である商品勘定は総記法で記録され、売上利益を計算するため実際の在高（在庫）を売上高に加算する。そのため、減損または評価損は記録と実際の差額で個別の損益勘定へ振替えられる。これと同様に、動産および不動産の減耗も損耗（Schaden）として計算されている。この損耗は減価償却に相当するもので、動産に限られたが、ゲアハルトは不動産へと拡大している。これも個別の損益勘定に属する。これら以外に、事業活動のなかで発生する項目、即ち、外国との取引で生ずる為替換算差額、貸借より生ずる利息、事業によりもたらされる諸経費等々も個別の損益勘定に属する項目である。これらが一般損益勘定へと集計され、総合的な利益または損失が計算される。その損益が資本金勘定へともたらされる。ゲアハルトによれば、最終的に、実際に事業に供する財産の残高が次期に繰越される。その際、仕訳により繰越される。大陸法は一貫して仕訳が行われるからである。この方法は、英国法の影響を受けていると理解される。その帰結として、決算財産目録に基づく貸借平均表は作成されるが、残高勘定は作成されない。したがって、このように次期へと繰越されるのは大陸法とは相容れない方法である。というのは、大陸法の帳簿組織は、英国法による「会計期間を越える会計帳簿の継続」とは異なり、「会計期間ごとの商業帳簿の完結」を特徴とするからである。

ドイツでは、大陸法による複式簿記のうえに、英国より摂取されたところの簿記も展開された。簿記そのものは、事業の活動を記録する帳簿組織であり、どんな事業形態をとろうとも変わることはない。このような実務の基礎の上にプロイセン一般国法の会計規定およびそれに関連する規定が設けられたものであるといえよう。この国法は、簿記そのものは、実務慣行に任せ、枠組みのみを規定したものである。その後、簿記と会計規定は相互に関係を持ちながら発展していこう。ゲアハルトは、したがって、プロイセン一般国法を考慮するとともに、当時の簿記について解明しているといえる。

参考文献

拙稿

松尾憲橘・百瀬房徳訳（1985）「貸借対照法の論理」森山書店（クノー・バルト著）。

- 百瀬房徳（1998）「貸借対照表法の生成史」森山書店。
- （2009）「体系複式簿記」（改定版）、森山書店
 - （1983）「プロシア一般国法の会計規定の起草者」『獨協大学経済学研究』第32号—（1987）「プロシア一般国法における計算規定の形成」『獨協大学計経済学研究』第22号。
 - （1989）「プロシア一般国法における商人の法の位置付け」、『獨協大学経済学研究』第53号。
 - （1993）「プロシア一般国法における商業帳簿」『独協経済』第60号。
 - （1996）「プロシア一般国法における評価問題」『独協経済』第62号。
 - （1996）「ストリッカーの簿記」『独協経済』第63号。
 - （1997）「ルドヴィシの簿記」『独協経済』第65号。
 - （1997）「サヴァリーよりルドヴィシに伝えられた二つの財産目録」『独協経済』第66号。
 - （1997）「プロシア一般国法の会計規定の生成過程」『会計史』（会計史年報）
 - （1998）「18世紀におけるドイツ会計の生成とその背景」『独協経済』第67号。
 - （1997）「マーゲルセンの簿記」『独協経済』第64号。
 - （2001）「マーゲルセンにおける損益勘定」『独協経済』第74号。
 - （2001）「財産目録の位置付け」『会計』森山書店。
 - （2004）「会計制度創始期における評価」『独協経済』第78号。
 - （2007）「ロイヒスと彼の著作」『独協経済』、第84号。
 - （2008）「総記法の歴史的意義」『会計学の諸相』白桃書房。
 - （2008）「ロイヒスにおける決算手続」『会計総合研究』会報。
 - （2009）「ロイヒスにおける複式簿記」『独協経済』第86号。
 - （2014）「ロイヒスにおける単式簿記」『経

営論集』第61巻第1号、明治大學
経営学部

- (2014)「ドイツにおけるジョーンズの簿記
とその評価」『獨協経済』第88号.
- (2015)「ワグナーの複式簿記」『獨協経
济』第97号.
- (2016)「ゲアハルトの複式簿記の基礎」
『獨協経済』第98号.

ドイツ経済史文献

- 村瀬興雄 (1954)「ドイツ現代史」東京大学出版会.
前川貞次郎 (1963)「絶対主義の時代」創元社.
松田智雄 (1971)「新編歴史的構造論」新泉社.
大塚久雄 (1973)「欧州経済史」岩波書店
ゴーロ・マン (1973)「近代ドイツ史」、みすず書房
(上原和夫訳).
ヨーゼル・クーリッシュェル (1974)「ヨーロッパ中
世経済史」東洋経済新報社.
林 健太郎 (1976)「ドイツ史論集」中央公論社.
— (1973)「ドイツ史」山川出版社.
ジャック・ドローズ (1976)「ドイツ史」白水社.
ジョリジュ・ルフラン (1976)「商業の歴史」白水社.
ヘルムート・ベーン (1976)「現代ドイツ社会経済
史序説」(大野英二、藤本建夫訳)
未来社..
ヨーゼル・クーリッシュェル (1974)「ヨーロッパ中
世経済史」東洋経済新報社
ヨーゼル・クーリッシュェル (1982)「ヨーロッパ近
世経済史」{I} 及び {II} (松田智雄監修、諸
田 実、松尾展成、柳沢 治、渡辺 尚、小笠原
茂訳) 東洋経済新報社.
高橋清四郎 (1977)「ドイツ商業史研究」、御茶の水
書房.
増田四郎先生、古希記念論集 (1979)「ヨーロッパ
=経済・社会・文化」、創文社.
河原 温 (1996)「中世ヨーロッパの都市世界」山川
出版.
滋賀嘉夫編 (1980)「近世ヨーロッパ」有斐閣小林
袈裟治、米川伸一、福応 健 (1982)「西洋経営
史を学ぶ、上・下」有比閣選書.
前川貞次郎 (1983)「絶対王政の時代」講談社現代
新書. ハンス・プラーニッツ (1983)「中世ド
イツの自由都市」創文社.

鈴木良隆、安部悦生、米倉誠一郎 (1987)「経営史」
有斐閣.

菊盛英夫 (1997)「ルッターとドイツ精神史」岩波
新書.

安部謹也 (1998)「物語ドイツの歴史」中公新書.

鶴沢 歩 (2006)「ドイツ工業化における鉄道業」有
斐. 閣

クリスティアン・ウォルマー (2013)「鉄道と戦争
の世界史」(平岡 緑訳) 中央公論.